

平成 15 年度第 9 回常務理事会議事録

日 時：平成 16 年 2 月 6 日（金）15：00～17：20

会 場：ルーテル市ヶ谷センター「第 1 会議室」

出席者：

会 長：野澤 志朗

副会長：田中 憲一

理 事：植木 實、岡村 州博、落合 和徳、武谷 雄二、星 和彦、村田 雄二、
和気 徳夫

監 事：荒木 勤、中野 仁雄、藤本征一郎

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：植田 政嗣、小林 浩、澤 倫太郎、清水 幸子、高桑 好一、早川 智、
阪埜 浩司、平川 俊夫、平田 修司、村上 節、矢野 哲

総会議長：清川 尚

総会副議長：松岡幸一郎

事務局：荒木 信一

資 料

第 9 回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 8 回常務理事会議事録（案）

庶務 1：副会長（第 59 回学術集会長）候補者選出関連資料

庶務 2：根津八紘氏再入会申請に関わる書面

庶務 2-2：根津八紘氏再入会申請に関わる平岩弁護士の見解[当日配付]

庶務 3：健やか親子シンポジウム（2 月 24 日）書面

庶務 4：最高裁医事関係訴訟委員会からの鑑定人及び裁判所に対するアンケート結果

庶務 5：日本癌治療学会からの書面

庶務 5-2：日本癌治療学会データベース委員会 嘉村敏治委員会からの報告

庶務 5-3：日本癌治療学会データベース委員会 蔵本博行委員会からの報告[当日配付]

庶務 6：第 56 回日本産科婦人科学会総会次第（案）[当日配付]

庶務 7：第 56 回総会運営に関する会員からの意見[当日配付]

庶務 8：文部科学省よりの「ヒト胚に関するシンポジウム（東京/神戸）」開催の書面

[当日配付]

庶務 9：文部科学省よりの「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく省令等の公布について」の書面[当日配付]

庶務 10：平成 17 年度科学研究費補助金審査委員候補に関する情報提供の依頼書[当日配付]

会計 1：平成 15 年度収支計算見込書（案）[当日配付]

会計 2：平成 15 年度収支見込書（案）説明書[当日配付]

会計 3：平成 16 年度予算書（案）[当日配付]

会計 4：平成 16 年度予算申請と予算査定結果[当日配付]

会計 5：平成 16 年度収支予算書（案）説明書[当日配付]

会計 6：平成 16 年度専門委員会に対する査定結果に関する各種委員会からの回答

[当日配付]

会計 7：主要な会計処理方針の変更[当日配付]

学術 1：学術企画委員会運営要綱改定案[当日配付]

学術 2：一絨毛膜二羊膜性二卵性双胎に関する調査の依頼及び取材要請、新聞記事
[当日配付]

学術 3：一絨毛膜二羊膜性二卵性双胎に関する周産期委員会からの中間報告[当日配付]

学術 3-2：一絨毛膜二羊膜性二卵性双胎に関する生殖・内分泌委員会からの中間答申
[当日配付]

渉外 1：IPAS からの書面

渉外 2：日本助産師会からの FIGO で採択された声明に関する本会の見解の問合せの書面

渉外 3：第 19 回 ACOG（韓国ソウル）からのシンポジウム演者の推薦依頼

専門医制度 1：「難手術技術認定広がる」に関する日本経済新聞の記事[当日配付]

倫理 1：愛媛大学伊藤昌春教授から倫理委員長宛の書面

倫理 2：倫理委員長から高松地方裁判所宛の書面

倫理 3：倫理委員長及び倫理委員会登録・調査小委員長から香川地方部会長宛の書面

倫理 4：婚約者間体外受精の日本経済新聞記事

倫理 5：倫理委員長から日本経済新聞社社会文化部宛の書面

倫理 6：無申請のまま着床前診断を実施したことに関する新聞記事[当日配付]

倫理 7：無申請のまま着床前診断を実施したことに関するホームページでの会員への
お知らせ[当日配付]

倫理 8：マスコミへの本会のコメント[当日配付]

定款改定 1：総会運営内規の一部変更（案）[当日配付]

学会のあり方 1：研修指定施設宛の「産婦人科における医師充足度に関する実態調査」
アンケート

その他 1：平成 16 年度日本産科婦人科学会予定表（案）

その他 1-2：平成 16 年度日本産科婦人科学会予定表（第 2 案）[当日配付]

15:00、会長・両副会長、常務理事の総数 11 名中、藤井副会長、佐藤 章常務理事を除く 9 名が出席し、野澤会長が開会を宣言した。野澤会長が議長となり、議事録署名人として、会長及び庶務・会計担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

・ NHK 頭撮り申請の件について

NHK より本日の常務理事会の頭撮りの申請があった件につき協議した結果、これを許可することとした。

・ 第 8 回常務理事会（通信）議事録（案）の確認

藤本監事より 3～4 頁に 3 行の重複記載があるとの指摘があった。修正の上、本議事録を承認した。

・ 無申請の着床前診断の実施に対する対応について

野澤会長 より「無申請の着床前診断が実施されたとの報道を受け、本会の対応につき社

会、マスコミが注目している。本日はマスコミも外に控えている。本件に関する現時点での本会の考え方をとりまとめたが、マスコミに発表する前に本会会員に本会ホームページでのお知らせとしく、庶務事項の審議に入る前に、この内容でよろしいか協議していただきたい」との発言があり、

落合常務理事 より「2月4日の読売新聞朝刊で、本会会員である神戸の大谷徹郎医師が本会に無申請で3例の着床前診断を実施したとの報道があった。事実であれば会告に抵触するとして、早速丸尾 猛地方連絡委員に調査依頼をするとともに、倫理資料8にあるように、会員へのお知らせとし、マスコミに本会のコメントを発表した。

また、昨日(2月5日)、吉田幹事長が電話で大谷会員に報道内容は事実であるかとの確認をしたところ、本人から事実である旨の回答を得た。

さらに同日、大谷会員に上京願ひ、倫理委員会で事情聴取することを決定した。そして本日、本会会長宛に大谷会員より謝罪文と今後会告を遵守する旨の宣誓書が届いた。

この経過を踏まえ、本日(2月6日)付で『本会は無申請の着床前診断が本会会員により実施された事実を確認した。本件は明らかに本会が定めた会告を遵守しておらず、大変遺憾である。当該会員から本会宛に謝罪文と今後会告を誠実に守る旨の宣誓書が提出されているが、直接本人から事情を聴取し、詳細な調査を実施した上で、本会としての対応を早急に決定したい』との内容を会長名で本会ホームページでの会員へのお知らせとしたい。

なお、当該内容については、平岩弁護士にも見ていただいた」との説明があった。

本件に関し以下の質疑があった。

田中倫理委員長 「2月12日の倫理委員会に大谷会員に来てもらひ、事情聴取することになった。その上で倫理委員会としての対応を検討したい」

野澤会長 「2月5日付で会告を遵守されるようにとの会員へのお知らせを本会ホームページに掲載した」

武谷常務理事 「このコメントはどのような形で公表されるのか」

野澤会長 「まずは本日、本会ホームページでの会員へのお知らせとし、本常務理事会終了後、マスコミに発表する予定である。なお、以前にも確認したが、一般的な広報の対応は佐藤広報委員長に対応してもらうが、本件のような倫理に関することは、田中倫理委員長にマスコミ対応してもらおう」

以上の質疑を踏まえた上で協議の結果、2月6日付の「会員へのお知らせ」の内容につき修正なく承認し、早速本会ホームページに掲載することとした。

・業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務(落合和徳理事)

{ . 本会関係 }

(1) 会員の動向

とくになし

(2) 副会長(第59回学術集会長)の推薦依頼について

落合常務理事 より「前回の常務理事会(1月16日)でも副会長の推薦手続きにつき議

論し、了解を得た上で1月末までに各理事から副会長の推薦をいただいた。2月2日に会長が事務局長立会いのもと、推薦状を開封した。ついては副会長の投票手続きに則り、2月21日の第4回理事会で候補者1名の選任手続きを行うことでよろしいか」との発言があった。

本件につき以下の質疑があった。

野澤会長「副会長の投票手続きについては、中野会長の時に決められた手続きがあったと思うが」

落合常務理事「本日の資料で示した平成14年2月23日の第4回理事会及び平成15年2月22日の第4回理事会での決定事項がある。今度の副会長の投票手続きに入る前に改めて当該決定事項を確認する予定である」

吉田幹事長「前回の副会長選挙の際、2、3回目の投票においては退席した理事の投票は1回目のときのみに有効となった。このことを確認しておきたい」

落合常務理事「そのことは本日の資料に平成15年2月22日の第4回理事会の議事録抜粋がある。不在者の投票を再投票でも有効とすべきか議論が行われたが、不在者の投票は1回目のみに有効とすることが確認された」

野澤会長「前回の常務理事会で議論されたことだが、仮に非理事者が副会長に選出された場合総理事数に問題が生じる。その場合、当該ブロックで理事を調整してもらわなければならない可能性がある。このことの確認を改めて行いたい」

落合常務理事「先程承認いただいた第8回常務理事会の議事録3頁にそのことの確認が行われた旨、記載されている」

野澤会長「第59回学術集会長との位置づけではあるが、副会長となると現定款上、理事になることが前提となっている。また、昨年度の総会でも副会長が学術集会長を兼ねることが決定されている」

村田常務理事「例えば総会で選出された理事のうち1名が退くということか。自主的に引くか、退かぬかがわからない。総会で選挙をすることになるのか」

野澤会長「現実的にはブロックで調整していただく以外方法がないのではないか」

和氣常務理事「理事はブロックで選出する規程になっている。常務理事会、理事会で選出することではなく、ブロックで責任を持って対応すべきと考える」

村田常務理事「理事会で決定された副会長候補者が理事になる事実を優先とした上で、当該ブロックの理事の調整をするということになるのか」

野澤会長「優先するという解釈ではない。今回の副会長選出は昨年の総会での決定事項である。直近の第4回理事会で副会長候補者を決めなければ総会に諮れない。時間的猶予はない」

村田常務理事「第4回理事会での決定が、いわば地方の代議員の選択肢を拘束する形になってしまう」

植木常務理事「仮にブロックに問題を持ってこられても困る。本年は選挙の年でもなく、誰かが理事を降りるといふ選挙も前例がない。そのことを承知の上で今度の理事会で対応してほしい。つまり仮に非理事者が副会長に選出された場合、当該ブロックで対応してほしい、と言われてもできないということである」

野澤会長「深刻な問題である。それでは学会としてどのような代案があるか。総会の決

定事項に従うよりほかにはないと思うが」

藤本監事「色々事情があることはわかったが、過去にも同様のことがあった。その時は常務理事会、理事会は関与せず、地域ブロックの責任において対応した。役員および代議員選任規程にもあるように、理事候補者は各ブロック毎に選出するとの原則に従うべきと思う。

なお、この問題について常務理事会は一般論として扱うべきで、現実的な問題として扱うべきではない」

和氣常務理事「理事会で理事は選べない。ブロックの代議員の間で調整されるようブロックに戻す必要がある」

村田常務理事「現実には理事会で投票決定された副会長が理事になるとすれば、結果的に中央が理事を決めることになる」

和氣常務理事「藤本監事から話があったように、これまでブロックの調整で対応していただけだと思うし、規程上もそのように定められている」

植木常務理事「前例は青野先生が非理事で副会長に選出されたことと思うが、その他にこのような事例はあったか」

中野監事「他に前例があったか調べてみると良い」

荒木監事「今回の場合、理事長制導入への経過措置として、副会長イコール理事というのではなく、別途特別待遇のようなもの、例えば理事待遇とすることも考えてはどうか」

植木常務理事「移行期といっても定款に悖る特例を決めるのはいかがなものか」

村田常務理事「定款に悖ることはできないが、しかし一方で理事長制への移行期であることも事実である。つまり、副会長立候補者は理事でなくても良いと言いながら、理事を増やせないという矛盾が出てきている。今はこの矛盾を解決できない状態である」

松岡副議長「現定款の 14 条に理事 18 名以上 23 名以内（うち会長 1 名、副会長 2 名及び常務理事 8 名）とあるが、今回選出する副会長は現定款における会長に就任することのない副会長である。副会長となったからには理事でなければならないとの現定款の主旨は、その副会長が会長になるとの前提があればこそである。今回選ぶ副会長は現定款における会長になるわけではなく、学術集会長になるのであって、今度の総会で上程される定款改定では学術集会長は理事でなくとも良いとされている。

従って、今度選ばれる副会長は現定款に照らしても、副会長は理事でなくとも良いと考えられる。つまり、会長になるのを前提とする副会長ではなく、学術集会長になる位置づけの副会長という、意義づけの全く異なる副会長を選ぶのであり、現定款上との齟齬はないものと思われる。その意味で現理事が選ばれようと非理事が選ばれようと問題はないと思う」

植木常務理事「定款 14 条との齟齬はないのか」

松岡副議長「会長になるべき副会長は理事になるべきとの現定款の規程と考えるので、先程説明の理由で齟齬はないものと思う」

村田常務理事「良い解決法であるが、専門家の正式な意見を聞くべきである」

荒木監事「もし仮にブロックで現理事が 2 年任期の途中で降りてもらわなくてはならない事態があった場合、その理事の地位保全はどうなるのか。松岡副議長のような現状に即した解決策で事態を打開できないものか」

松岡副議長 「仮にブロック内で調整が付き、理事の入れ替えが行われた場合でも、新理事候補者は総会の承認を得る必要がある」

落合常務理事 「松岡副議長のような解釈が成り立つのか専門家、つまり平岩弁護士の見解を早急に聞いてみたい」

中野監事 「副会長 2 名というのではなく、1 名ということは定款上認められるのか」

落合常務理事 「23 名以上の理事となれば定款違反となるが、それ以下であれば問題ないと思われる。同様の理由で副会長は 1 名となっても問題ないと思われる」

野澤会長 「平岩弁護士によると、現定款では、2 名の副会長は置かなくてはならないとの見解であったように思う」

武谷常務理事 「今回混乱を生じたのは、各理事宛への副会長兼第 59 回学術集會長の推薦を依頼した内容に誤解を生じる面があったのではないかと。そもそも、副会長と第 59 回学術集會長とを分けての推薦とする可能性も模索した上での手続きとすれば良かったのではないかと。この点では我々皆の責任である」

落合常務理事 「武谷常務理事のご指摘のような懸念があったので、前回の常務理事会で議論いただいた。そこでは、第 54、55 回総会での決議に基づき副会長推薦を行うとの確認がされた」

和氣常務理事 「弁護士との相談で、どの範囲まで弾力的な運用が可能か確認すべきである。弾力的な運用が難しいとなれば、副会長と学術集會長を別個に選出することを考えてはどうか。いずれにしろ、定款の移行期にあって、解釈面で迷うことは当然のことと思うので、ここは専門家の意見を仰ぐべきと思う」

清川議長 「顧問弁護士の意見も尊重すべきと思うが、ここは総会に向けて本件につき、理事会の意見をきちんとまとめてほしい、というのが議長団の要望である」

野澤会長 「将来学会に禍根を残す対応だけは避けたい」

以上の質疑を踏まえた上で協議の結果、副会長選出手続きについては、平成 13 年度第 4 回理事会、平成 14 年度第 4 回理事会の決定事項に則り行うとともに、副会長となった上は理事であることが絶対条件となるのか、定款上の解釈を平岩顧問弁護士の見解を伺った上で、改めて本件につき第 4 回理事会で協議することとした。

(3) 根津八紘氏代理人からの再入会に関わる書面について

落合常務理事 より「根津八紘氏の代理人 遠藤直哉弁護士から本会代理人 平岩敬一弁護士宛に根津氏の再入会に関わる 1 月 27 日付書面が届けられた。1 月 9 日付書面に続き 2 回目の書面である。

再入会手続きを行ったので、和解に従い 2 月 26 日に自動的に再入会を認めるようにとの書面である。これに対し、本会からはまずは入会の手続きが必要である旨の回答を行った。

前回の常務理事会では、除名を決めたのは総会であるので、再入会についても総会に諮るべきとの意見が出され、平岩弁護士の見解を伺うことになった。平岩弁護士に伺ったところ、本日資料の庶務 2-2 の見解が寄せられた。結論を言うと、定款上除名は総会になっているが、入会は会長の許可で行えるようになっており、過去の経緯はともあれ、根津氏の入会は総会に諮る事項ではなく、理事会での協議に基づき会長が判断すると良いとのことである。また、和解条項に根津氏の 1 年間の行動を調査することになっているので、2 月 21 日に理事会前までに実質的な調査を終え、その調査結果を踏まえ、当該理事会で入会の是非

につき結論を出す必要があるとのことである。

なお、再入会を認めないとする場合には、正当な理由が必要であるとの平岩弁護士の見解である」との説明及び報告があった。

本件につき以下の質疑があった。

野澤会長「平岩弁護士の見解の通り、定款規程に基づき入会は会長許可によることとし、前回の常務理事会での総会決議を要するとした審議結果を軌道修正する必要がある」

中野監事「根津氏の1年間の行動についての調査報告の最終的な書面での確認はどうするのか」

落合常務理事「すでに長野県地方連絡委員に調査報告の依頼をしており、書面で報告が来る予定である」

野澤会長「再入会を認めるには、本会の会告を遵守するよう誓約書を出してもらうかについては、平岩弁護士の説明によると、既に会告遵守の件は和解条項に盛り込まれており、改めて徴求する必要はないとの見解である」

清川議長「総会で根津氏の再入会につき代議員から質問があった場合の対応はどうなるのか」

落合常務理事「庶務事項で報告し、代議員の了解を得ることになる」

武谷常務理事「仮に再入会を認めるとなると、総会では除名の経緯を説明した上で、その除名時の理由、懸念が払拭された旨、代議員に納得してもらう必要がある」

野澤会長「和解条項の内容が全てと思うが、確かに経緯の説明も必要と思う」

中野監事「手続き上、少なくとも総会で報告することが必要である」

武谷常務理事「会告を遵守しなかったことが除名の直接的な理由であるので、遵守するとなれば除名時の理由が払拭されたと解釈して良いか」

野澤会長「和解条項というのは判決に等しく重いものようだ」

落合常務理事「手続きには長野県地方連絡委員から上がってきた調査報告を庶務及び倫理的観点から検討した結果を理事会に報告し、審議いただくことになる」

以上の質疑を経て協議の結果、長野県地方連絡委員会による根津氏の1年間の調査報告、庶務、倫理的観点からの検討、それに平岩弁護士等の見解などを基に、2月21日の第4回理事会で根津氏の再入会の是非について審議を行なうことにした。

(4) ACOGのCPガイドラインについて

落合常務理事より「日本産婦人科医会坂元会長からの情報で、ACOGのCPガイドライン邦訳作業が坂元会長監訳でメディカルビュー社で行われていることが判明した。ただし、医会のオフィシャルな事業でなく、医会の会員を対象とした参考書的な位置づけとのことである。これはACOGとメディカルビュー社との商業的な契約に関わることであり、本邦訳に本会は関与しないものとしたい」との説明があり、了承した。

(5) 三重大学 豊田長康教授が委嘱されている各種委員会委員の後任につき、各所属の委員長に伺ったところ下記の回答があった。

学術企画委員会委員(平成16年度)の後任・・・・・・・・欠員とする

周産期委員会委員(")の後任・・・・・・・・三重大学助教授 杉山 隆

教育・用語委員会委員(")の後任・・・・・・・・日本大学教授 山本 樹生

筆記試験問題選定委員会委員(")の後任・・・・日本大学教授 山本 樹生

本件につき協議の結果、承認した。

(6) 第56回日本産科婦人科学会総会次第(案)

第4回理事会で諮る第56回総会次第(案)を作成した。[資料：庶務6]
本件につき協議の結果、第56回総会次第(案)につき承認した。

(7) 会員からの第56回総会運営に関する意見について

会員から第56回総会運営に関する意見が寄せられた(2月3日)。[資料：庶務7]
本件に関し、以下の質疑があった。

清川議長「代議員全体の意見をくみ上げるのが総会だと思うので、ご指摘の通り、一代議員の意見だけに多くの時間を割くのは好ましくない。代議員から寄せられる議案に対する質問等の状況を見た上で議事運営について考えたい」

田中副会長「議事運営に関しての裁量権は議長団にあるとの平岩弁護士からの見解であり、例えば風評に基づいた発言や個人の名誉に関わる発言があった場合、議長団で対応をお願いしたい」

松岡副議長「総会を一代議員の演説会にはしたくない。重要な事項はよく審議を尽くすこととするが、私見にわたる意見の開陳には、いちいち担当理事が回答する必要はなく、議長団の采配に任せてほしい。ただ、執行部として、どのような議事運営を望むのかの基本方針だけは、議長団に予め示してほしい」

以上の質疑を踏まえた上で、今後代議員からの議案に対する質問等の内容、件数等を見極めた上で、議長団及び執行部で総会の運営方針を詰めることとした。

[. 官庁関係]

(1) 厚生労働省

健やか親子に関わるシンポジウムを2月24日に開催するにつき「課題2：妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援」につき本会へシンポジストの推薦依頼があった。

落合常務理事より「本会として至急の対応を求められたので、吉田幸洋幹事長を推薦した」との報告があり、了承した。[資料：庶務3]

(2) 文部科学省

同省より「ヒト胚に関するシンポジウム(東京/神戸) 生命倫理専門調査会中間報告書について」の開催についての書面を受領した(2月5日)。[資料：庶務8]

本件については主催の内閣府からも案内があった。

開催期日が迫っているので、会長裁量で本会ホームページに会員へのお知らせとして掲載したことを了承した。

同省より「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく省令等の公布について」の書面を受領した(2月5日)。[資料：庶務9]

本件につき会員への周知徹底を依頼されたので、本会ホームページ及び学会誌に掲載する手続きとすることを承認した。

(3) 最高裁医事関係訴訟委員会

同委員会から鑑定人及び裁判所に対するアンケートの取りまとめ結果につき送付されてきた。(1月19日)[資料：庶務4]

[. 関連団体]

(1) 日本産婦人科医会

1月20日に第5回学会・医会ワーキンググループを開催した。

2月13日に第6回学会・医会ワーキンググループを開催し今年度ワーキンググループの答申及び次年度課題の検討を行う予定である。

(2) 日本癌治療学会

落合常務理事 より「日本癌治療学会がこれまでに主導してきた各領域臨床腫瘍データベースの構築と抗がん剤適正使用ガイドライン作成の事業を、資金的事情から、各領域の学会での検討及び作成に委ね、経費負担もお願いするとの方針変更の書面を受領した（平成16年1月22日）。また、併せて放射線腫瘍の専門家、緩和療法の専門家の参加及び子宮がん及び卵巣がんデータベースの公開時期等のアンケート回答依頼があった。

本会から同学会のデータベース委員会に参加している嘉村敏治、蔵本博行両委員に本件経緯につき照会のところ、産婦人科領域の腫瘍については、日本婦人科腫瘍学会がガイドライン作成を進めているので、同学会にその検討を委ね、本会はそれを endorsement する形が良いのではないかと回答があった。ついてはこの回答に沿った方針としたい」との説明があり協議の結果、この方針を承認した。[資料：庶務5、5-2]

(3) 日本学術会議

日本学術会議泌尿・生殖研究連絡委員会 青野敏博委員長より、2月3日付書面にて平成17年度科学研究費補助金審査委員候補に関する情報提供の依頼があった。[資料：庶務10]

本会から第1段審査員として24名

第2段審査員として5名

ジェンダー第1段審査員として2名

を、ジェンダーについては2月25日までに、第1段、第2段審査員については3月19日までに回答する必要がある。

落合常務理事 より「各理事への郵送による投票を依頼し、投票結果を踏まえ、審査委員候補者の選定を行いたい。なお、審査委員候補者の推薦は得票数順位。同票の場合は年長を上位とする慣例となっている」との説明があり協議の結果、この手順を承認した。

[. その他]

後援依頼

(1) 小児科・産科若手医師の確保・育成に関する研究の第3回シンポジウム「周産期医療における医事訴訟をめぐる」への本会の後援依頼があった。財政的な負担もないので応諾した。

本件を了承した。

(2) 酢酸セトロレリクスの早期承認に関する要望について

落合常務理事 より「東京大学の武谷雄二教授と鳥取大学の寺川直樹教授より、酢酸セトロレリクスの早期承認に関する要望書を本会より厚生労働省に提出してほしいとの書面が会長宛に届いた。

その書面によれば従来、ARTにおける排卵の誘発に関し、GnRH アゴニストが使用されているが、GnRH アンタゴニスト(GnR Hant)の一つである酢酸セトロレリクスはアゴニストに比べ、より軽度の卵巣刺激で良質の卵が得られることから、重篤なOHSSや多胎の発生を改善し得る薬剤として期待されること、また、薬剤投与期間が短く、内分泌動態に

関する影響も少ないとされている。については同剤が ART における副作用軽減に期待され、世界 72 カ国で販売されている実績もあることから、本会から厚生労働省に早期承認の要望書を提出してほしいとの依頼書面である」との説明があった。

本件につき以下の質疑があった。

野澤会長 「承認に時間がかかっているようだ」

中野監事 「厚生労働省の薬剤の許可行政の最近の状況はどうなっているのか」

落合常務理事 「以前に比べ承認が早くなってきているような気がする。ただ厚生労働省は慎重を期し、専門委員会に検討を委任している実情があり、この点が時間のかかっている一つの要因となっている」

武谷常務理事 「申請してから 3 年経っている。本剤に関わる大きな問題点は指摘されておらず、もう一押しという感じがしている。その意味で本会からの厚生労働省への要望書提出をお願いしたい」

以上の質疑を踏まえ協議の結果、本会から要望書を提出する方針を承認した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 平成 15 年度収支計算見込み・平成 16 年度予算編成について

2 月 6 日、会計担当理事会を開催し、平成 15 年度収支計算見込み、専門委員会経費、平成 16 年度予算案について協議した。[資料：会計 1]

岡村常務理事 より「本日会計担当理事会を開催し、平成 16 年度予算案等につき審議した。前回の第 8 回常務理事会で報告した内容とほぼ変わらないので詳細の説明は割愛する。前回説明時との変更点のみを説明すると、平成 15 年度の一般会計収支見込において事務所移転積立金に 15 百万円、名簿発行積立金に 5 百万円を繰り入れたが、この積立ての目的をもう少し明確に説明した方が良いのではないかと指摘が監事よりあった。事務所移転積立金については事務局機能強化の一環、また名簿発行積立金は 4 年に 1 回の発行費用が必要として繰り入れる旨を説明に入れた。また監事より、平成 16 年度予算に事務所移転積立及び名簿発行積立への繰入れを全く計上しないのは、継続事業の観点からいかがかと指摘があったので、協議の結果それぞれ 50 万円、30 万円の積立を行うことにした。以上の変更につきよろしいか審議いただきたい」との説明があった。

本件につき協議したところ、会計理事会での審議の結果を承認した。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 第 4 回理事会の準備のため、以下の諸会議を開催する予定である。

2 月 13 日：平成 15 年度学術奨励賞「周産期医学部門」予備選考委員会

第 57 回特別講演会演者予備選考委員会

第 58 回シンポジウム 1、2、3、4 課題選考委員会

2 月 19 日：第 57 回シンポジウム 1、2、3、4 演者選考委員会

2 月 20 日：学術担当理事会

第 3 回学術企画委員会

(2) 学術集會会場固定化準備委員会からの提言について

和氣常務理事 より「前回の常務理事会に委員会提言（案）を提出したが、コンベンション業者選定の問題など、なお検討を要する問題を含むので、提言の最終的な理事会提出は次年度に延期する」と説明があり、了承した。

（3）学術企画委員会運営要綱改定案について〔資料：学術1〕

和氣常務理事 より「本改定案は次回学術企画委員会を経て第4回理事会に提出予定であるが、ご意見があれば是非お寄せいただきたい」との依頼があった。

（4）一絨毛膜二羊膜性二卵性双胎（いわゆる胎盤共有の二卵性双子）に関する取材対応について〔資料：学術2、3〕

本件につき読売新聞より本会の見解につき改めて取材申し入れがあったので、本日〔2月6日〕の常務理事会終了後、和氣理事が取材対応することとした。

和氣常務理事 より「本件は自然双胎でもおこりうることであるが近年のDNAマーカーの発達で精密に調べられるようになってきた。胚盤胞移植技術によって増えるか否かは不明、牛のフリーマーチンがヒトでおこるかは不明、今後調査研究を進める際にはその資金が問題となるので社会からのdonationも含めて報道に呼びかけたい」との説明があった。

本件につき以下の質疑があった。

中野監事 「学会としては資金的に限界があるのではないか」

武谷常務理事 「本件での将来的な危惧については、臓器移植、骨髄移植、幹細胞利用の再生医療などで問題となろう、また本件の危険性のprobabilityは大変低いので学会として差し迫った問題とは言えず、研究は個別研究にゆだねることでよいであろう」

清川議長 「本件に関連した問題として、ARTによる妊娠では早産児が増えるリスクがあることを会員に周知していただきたい」

岡村常務理事 「ART児の予後については周産期委員会のデータベースを用いてフォローすることを今後検討する」

以上の質疑を踏まえ協議の結果、和氣常務理事の読売新聞への取材対応の方針につき了承した。

4) 編集（星 和彦理事）

（1）会議開催

編集会議を2月6日に開催する。

編集担当理事会を2月20日に開催する。

田中副会長 より「56巻1号に婦人科腫瘍委員会報告が100余頁にわたり掲載された。掲載されている詳細の内容はホームページに掲載するとし、委員会報告の抄録のみを機関誌に掲載し、割愛された頁数を他の特集での掲載としてはどうか」との意見があった。

星常務理事 より「委員会報告は、これまでの継続性が重要であるとの観点から、機関誌掲載見合せ、あるいはホームページだけにすることに対しては、編集会議でも慎重な意見が多い。ご指摘の点については今後の継続課題としたい」との回答があった。

5) 渉外（村田雄二理事）

[FIGO 関係]

(1) IPAS から WHO の”Safe Abortion : Technical and Policy Guidance for Health System”が発表されたことの連絡、ならびに FIGO/WHO の宣言を受けて”A Mandate to Reduce Maternal Mortality From Unsafe Abortion”の改訂文書が添付書類で本会宛に送付された(1月20日受領)。[資料: 渉外 1]

(2) 日本助産師会の近藤潤子会長から本会会長宛に FIGO で採択された Active management of the 3rd stage of labor to prevent post-partum hemorrhage に対する本会の見解に関する書状を受領した(1月20日)。[資料: 渉外 2]

本件につき**村田常務理事**より「周産期委員会に検討を依頼したい」との提案があり協議の結果、これを承認した。

[AOFOG 関係]

2005 年 10 月に開催される第 19 回アジア・オセアニア産婦人科学会(韓国ソウル)の学

術集会長(Sung Eun NamKoong, M.D.)および学術委員長(Joo Hyun Nam, M.D.)から、

産婦人科の各フィールドのシンポジウムの演者に関して本会からの推薦依頼の書状を受領した(1月16日)。[資料: 渉外 3]

本件につき協議の結果、従来の慣例に基づき、会長、副会長、学術、渉外で協議の上、対応することとした。

[その他]

国際産婦人科超音波学会から第 1 回学術集会(2004 年 3 月 21~24 日、シンガポール)に関する最終のサーキュラーを受領した(1月9日)。

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 会議開催

2月21日に第4回委員会を開催する予定である。

2月22日に日産婦医会の社会保険委員会が開催される予定である。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 会議開催

1月31日に第4回中央委員会を開催した。

(2) 中間法人日本専門医認定制機構第2回総会の開催

3月3日に第2回の総会が行われ、平成16年度予算、理事改選についての審議が行われる。武谷専門医制度委員会委員長が出席予定である。

(3) 「難手術技術認定広がる」との日本経済新聞の記事について[資料: 専門医制度 1]

武谷常務理事より平成16年2月2日付日本経済新聞の日本産婦人科内視鏡学会指導医等の内視鏡手術に関わる難手術の技術認定が広がるとの記事につき紹介があった。

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録(1月30日現在)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：85施設

体外受精・胚移植、およびGIFTの臨床実施に関する登録：611施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：444施設

パーコールを用いてのXY精子選別法の臨床実施に関する登録：機関誌46巻8号
(平成6年8月)において登録一時中止以来登録なし、通算17施設

顕微授精の臨床実施に関する登録：323施設

非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：24施設

(2) 委員会開催

倫理委員会：第7回倫理委員会を2月12日に開催する。

倫理審議会：第6回倫理審議会を2月5日に開催する。

着床前診断に関する審査小委員会：第3回小委員会を2月5日に開催する。

(3) 死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判について

田中倫理委員長 より「愛媛県連絡委員 伊藤昌春先生より回答を受領したが、事実関係が分からないとのことであった。当該回答を受け、高松地方裁判所、香川県連絡委員 秦利之先生に調査を依頼している」との報告があった。[資料：倫理1~3]

(4) 婚姻関係のない夫婦に対する体外受精-胚移植に関する報道がなされた。

田中倫理委員長 より「これに関連して日本経済新聞社に実施施設について問い合わせを行っている」との報告があった。[資料：倫理4、5]

(5) 無申請のまま着床前診断を実施した件について[資料：倫理6~8]

冒頭本件について協議したのに加え、下記追加質疑があった。

田中倫理委員長 「2月12日の倫理委員会に大谷会員に出席してもらい事情を聞くが、その際の対応につき、予め各役員の意見を伺っておきたい。なお、大谷産婦人科医院のホームページに会告違反をしても謝罪をすれば処分されないとの趣旨の某弁護士の見解がリンクされていた」

野澤会長 「今回の一連のマスコミ報道は、学会の自主規制に従うべきであるとの論調が多い」

田中倫理委員長 「昨日の倫理審議会では、大谷会員に聴取した内容を詳細なレポートとして機関誌に掲載したらどうかとの意見が出た。また併せて、謝罪文も掲載すべしとの意見が出た」

松岡副議長 「テレビ等の報道を見る限り、大谷会員は取り敢えず謝罪しておいて、あとはうまくやりたいとの態度が見える。また会告については十分承知の上で、単純に女兒がほしいとの患者の要望に沿って行っており、確信犯である。本人も除名を覚悟の上と思うが、会員に会告の遵守を言う立場として、謝罪したから何もしないでは本会が社会の信用を失う」

和氣常務理事 「大谷会員には自分が行った医療行為の説明責任が学会ばかりでなく、社会に対してあると考える」

松岡副議長 「本件は、政治的にも取り上げられ坂口厚生労働大臣は『医師として越えてはならない一線を越えている』との意見を述べている」

野澤会長 「本日、大谷会員から私宛に謝罪文と会告を遵守するとの誓約書が送付されてきた。本件は本会の存在意義が問われている問題であり、しっかりとした手続きを経た上で、間違いのない対応を図りたい」

中野監事 「本件につき国会でも取り上げられるなど次元の異なる展開をみせている。その中で学会として、どのタイミングで、どういう態度を示すか重要である。日産婦医会の対応も注視する必要がある。基本はオープンな議論が望ましい」

武谷常務理事 「今回の報道は大谷会員からのアクションによるものか、また図らずも報道されたのか。大谷会員は明確に陳謝したのか、陳謝した上でもう止めるのか、これは正義だとして続けるのか、この点の確認が重要である。陳謝したとすれば社会に向かって同様の陳謝を行うのか、これらのことを知りたい」

田中倫理委員長 「根津会員の会告違反の際、審議過程の公開の話もあったようだが、今回はどうか」

藤本監事 「根津会員の時は、同会員から倫理委員会、理事会そのものを公開してほしいとの要望があった」

中野監事 「根津会員の時は、会告の内容そのものにつき争点になっていたが、今回の場合とはいささか内容を異にすると思う。今回の場合、公開性はあまり焦点となる位置づけにはないと考える」

以上の追加質疑のあと、冒頭で確認した本会宛謝罪文と会告遵守の宣誓書が提出されたこと及び直接本人から事情聴取を行う旨の本会のコメントをマスコミに配付することを確認した。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 定款改定委員会（落合和徳委員長）

落合常務理事 より「機関誌 56 巻 1 号に会員へのお知らせとして『定款および定款施行細則の改定案』を掲載し、1 月 30 日までに意見をいただく手続きとしたが、会員からの意見は 1 件も寄せられなかった。

については、原案通りの改定案を再度第 4 回理事会で諮った上で、第 56 回総会議題として上程したい」との提案があり協議の結果、承認した。

2) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長欠席につき吉田幸洋幹事長）

(1) 会議開催

2 月の委員会は委員長海外出張のため休会とし、3 月 12 日に第 7 回委員会を開催する。

(2) 全国の研修指定病院への「産婦人科における医師充足度に関する実態調査」の実施について[資料：学会のあり方 1]

吉田幹事長 より「全国 828 研修指定施設に学会のあり方検討委員会から『産婦人科における医師充足度に関する実態調査』のアンケートを送付した（1 月 19 日）。

回答期限は 2 月 6 日である。取りまとめ結果は、本委員会より発表する」との報告があり、了承した。

本件アンケート調査に関連し、

中野監事 より「産婦人科医の不足、勤務実態を調査、発表している立場から、今回の調査結果につき、利用させていただきたい」との要望が出された。

3) 広報委員会（佐藤 章委員長欠席につき吉田幸洋幹事長）

(1) 会議開催

2月17日に委員会を開催する。

(2) パスワード登録状況(1月30日現在)

在籍会員	16,014名		
登録済会員	5,935名	登録率	37.06%

4) 2007 第 20 回 AOCOG 実行委員会 (武谷雄二委員長)

武谷委員長 より「現在実行委員会という名称で運営されているが、国際学会を運営する上で、組織委員会と名称変更した方が契約及び企業協賛等の観点からよしいとの意見があり、委員会で協議の結果、名称を変更する方針とした」との説明があった。

本件に関し以下の質疑があった。

村上幹事 「AOCOG 準備に関わる収支も現在の学術講演会会計のように、別会計として収支を明確にする必要がある。会計の上からも AOCOG 組織委員会として収支を明確にする責任主体が組成されることは望ましい。なお、平成 16 年度は既に渉外特別会計に予算を組んでいるが、平成 17 年度からは別会計での処理をお願いすることになる」

中野監事 「平成 16 年度は渉外特別会計から支出するにしても、継続した事業として後で一本化し、組織委員会会計として示すべきである」

岡村常務理事 「平成 16 年度は渉外特別会計での予算措置としたが、今後組織委員会で事業の進捗を踏まえた収支予算を、より明確かつ速やかに示してもらう必要がある」

以上の質疑を踏まえた上で、第 20 回 AOCOG 組織委員会に名称変更する方針を承認した。また、同組織委員会に速やかな収支予算の明示と別会計化を図るよう要請した。

協議・報告事項

1) 第 56 回総会ならびに学術講演会について

阪埜幹事 より「生涯研修の特別企画として 4 月 10 日の 13:00~13:45 に『産婦人科医療における医療提供体制のあり方 医療安全の観点から』のタイトルで厚生労働省の岩尾局長にお話いただくことになった。

事前登録はインターネットによる事前登録が 600 余名にのぼり大きな成果をあげている。

また、総会における新専門医の紹介についてこれまで 46 名の参加希望の回答を得ている」

との報告があり、了承した。

2) 医師の行政処分について

清川議長 より「厚生労働省より 2 月 4 日、34 人の医師の行政処分が発表された。行政処分された医師への対応につき、今後学会や医会で協議を行うべきと考える」との発言があった。

本件に関し以下の質疑があった。

中野監事 「これまで議論されてきた学会と医会の役割分担の明確化の中で対応を図るべきではないか。また、学会は文部科学省監督下の学術団体であり、医会は厚生労働省の監督下にあるという違いもある」

落合常務理事 「学会・医会ワーキンググループでは、学会は生命倫理等の医学的倫理問題を扱う一方、医会は会員の倫理の向上に関する指導等を重視する、との倫理の棲み分けが確認されている」

松岡副議長 「医道審議会で審議される問題は会員の倫理の問題であり、対応は医会となるのではないか」

3) 平成 16 年度日本産科婦人科学会日程表 (第 2 案)

本件につき修正意見があれば第 4 回理事会までに申し出るものとした。

以上